

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年12月18日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき「殿町三丁目地区基盤整備事業（仮称）」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号 地域支社長 植田 裕
	指定開発行為の名称	殿町三丁目地区基盤整備事業（仮称）
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区殿町三丁目25番地1他
	指定開発行為の目的	土地区画整理事業に伴う土地の造成
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約227,400㎡
	指定開発行為の施行期間	平成22年4月（着工予定）～平成25年3月（完了予定）
	環境影響評価の手続経過	平成21年 7月17日：条例環境影響評価準備書公告 平成21年11月11日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成21年12月18日（金）から 平成22年1月18日（月）まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁（環境局環境評価室）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>